

愛知教員養成コンソーシアム連絡協議会規約

第1条(名称)

愛知学長懇話会の下に、愛知教員養成コンソーシアム連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第2条(目的)

協議会は、愛知県内において、小中学校の教員養成を行なっている大学・学部間、あるいは今後、小中学校教員免許の課程認定を受けようとして計画している大学・学部間の連携を図ることによって、愛知県・名古屋市を中心とする東海地域における小中学校教員の需要供給に対して適切に応えることを目的とする。

第3条(活動)

協議会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行なう。

- (1) 大学における教員養成の充実を図るため、フォーラム及びシンポジウムを開催する。
- (2) 愛知県教育委員会及び名古屋市教育委員会との連携を図るため、情報交換会を開催する。
- (3) 愛知学長懇話会における「単位互換に関する包括協定書」に則る単位互換事業における教員養成に係わる開放科目を更に推進する。
- (4) 教員養成及び小中学校における教員需要に関する情報の収集に努め、これらの情報を会員大学に発信する。

第4条(組織)

協議会は、愛知県内において、小中学校の教員養成を行なっている大学・学部、あるいは今後、小中学校教員免許の課程認定を受けようとして計画している大学・学部の代表者(学長・学部長)をもって組織する。

第5条(役員)

協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名

第6条(役員任期)

役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第7条(事務局)

協議会は、主たる事務局を会長所属の大学事務局に置く。

また、協議会の議を経て、従たる事務局を他大学に置くことができる。

第8条(補則)

この規約に定めるもののほか、必要な場合は協議会の運営等に関して別に定めることができる。

附 則 この規約は、平成17年12月12日から施行する。